

占城國佛逝初期王統の研究 (下)

杉本直治郎

(4) Paramēgaravarman II.

尸嘿排摩慄

この王に關しても、占城の史料に徵すべきものなきを以て、Maspero氏は、『宋史』占城傳、天禧二年(1018)の條

「其王尸嘿排摩慄遣使羅皮帝加。以象牙七十二株。犀角八十六株。玳瑁千片。乳香五十斤。丁香花八十斤。菩提六十五斤。沉香百斤。箋香二百斤。別箋一劑六十八斤。茴香百斤。檳榔千五百斤。來貢。羅皮帝加言。『國人詣廣州。或風漂。船至石塘。卽累歲不達矣。』三年(1019)使還。詔賜尸嘿排摩慄銀四千七百兩。并戎器。鞍馬。」

と見える「尸嘿排摩慄」に基つて、還元を試みたものである。けれどもこれに就いて、氏は、

“Lecture très douteuse de la transcription chinoise Che Mei-p'ai-mo-tie 尸嘿排摩慄 Cr(1) (Para) megar

(avar) ma (rāja) dhi (rāja).”

とつて、甚だ疑問を存して、Majumdar, Vol. XII, p. 81, n. 8; M₂-P. 175, n. 8; M₂-P. 133, n. 1) として、Majumdar

氏が、この王名を“doubtfully restored”されたものといつてゐるのは、固よりのことである(M. p. 75.)。

そこで Maspero 氏の見られなかつた『宋會要稿』を検してみるに、その占城國天禧二年九月の條には、『宋史』占城傳の同年の條と同じく、「尸嘿排摩慄」とあるのみで、歴代朝貢の條には、それすら見えない。さればこの王に關する限り、『宋會要稿』も、何等新しい解決の鍵を與へてくれないといつてよい。

尸嘿排摩慄の遣使來貢の記事は、『宋會要稿』と『宋史』と、兩者の間に、甚だ似たるものがあるけれど、後者に見えて、前者になき記事がある。例へば、使者の還國に就いて、後者には、天禧三年のことと見えるも、前者には、これを闕いてゐるが如き、それである。また兩者相一致しないものもある。例へば、賜銀の額を、後者にては、四千七百兩とし、前者にては、四萬七千兩としてゐるが如き、これである。『文獻通考』(卷三三三) 占城の條は、『宋史』に先つて成れるを以て、これに基づいたとは考へられず、しかも兩者に似てゐるところの多いのは、共に『宋會要』が、それらの原據となつた爲めであらうと考へられてゐる。果して然らば、この四千七百兩も、兩者同一であるのに、それらが基づいた筈の『宋會要稿』に、四萬七千兩とあるのは何故であらうか。思ふに『宋會要』の最初のものには、恐らく『文獻通考』や『宋史』が引いたのと同様であつたのであらうが、それが展轉傳寫され、『永樂大典』に引かれたものから、更に復原された今日の『宋會要稿』になると、かくの如く一桁を上せて記載されてゐるので、それが多きに過ぎる以上私には、寧ろこの方が、疑はしくはないかと思はれる。ただここに問題の王名が、共に「尸嘿排摩慄」となつてゐるのは、この場合、意を強うするに足りる。ここに於いて「尸嘿排摩慄」が、Maspero 氏のいふが如く、(C17) (Para)

meçyar [avar] ma [raja] dhi [raja] と還元し得べきや否やその検討を爲さねばならぬ。

「尸隰排摩標」を究明するに際して、これと對照參考に資すべき王名がないではない。「楊卜麻壘」の如き、即ちこれでも。Maspero 氏は、これを M₁ 及び M₂ に於ては Hariyurman IV. に當り、M₃ に於ては Hariyurman V. と改められた(M₁—Vol. XII, P. 257; M₂—P. 203; M₃—P. 150)。而して氏は、この王の即位の年を 1113? とし、確實なる在位年代を 1114—1129 とした(M₁—Vol. XIV, p. 197; M₂—P. 343; M₃—P. 251)。私はこれに對して、聊か補訂を試みようと思ふ。

支那の史料に於いて、Maspero 氏の利用するところとならなかつた『宋會要稿』には、『宋史』及び『文獻通考』の闕を補ふに足るものがある。今便宜のため、これらを表示すると左の如し。

楊卜麻壘	占王遣使入宋年代		徵證文獻
	宋朝年號	A. D.	
〃	政和六年三月六日	1116	『宋會要』占城國
〃	政和中	1111—1118	『文獻通考』占城
〃	政和中	1111—1118	『宋史』占城傳
〃	宣和元年	1119	『宋會要』占城國
〃	建炎三年正月十日	1129	『宋會要』占城國
〃	建炎三年十月十日	1129	『宋史』占城傳
〃	紹興二年三月八日	1132	『宋會要』占城國

即ち『楊卜麻壘』の王名の見えるのは、政和中(1111—1118)より、紹興二年(1132)までの間である。これにMaspero氏が擧げた『宋史』の建炎三年(1129)より、少くとも三年だけ、その在位を後に擴めることとなるであらう。『文獻通考』及び『宋史』に、政和中とあるのは、『宋會要』に詳しく載せた政和六年(1116)を指すものであらう。然らばMaspero氏が、明らかに1114と示したのは、如何なる史料によつたのであらうか。

それは、占城の史料たる美山の占語碑銘(Coedes et Parmentier, *op. cit.*, C. 82.)に見える。即ち、『Calka 紀元1036年』¹⁾ Yan Po Ku Ku Cŕi Jaya Indravarmadeva の甥(Kunvan)なる Yan Po Ku Cŕi Hari-varmamedeva の時、相ついで祠堂を建立せしめたり。」

とあるもの、これである(Finot, *op. cit.*, BEFEO, 1904, IV, 951 xvii)。蓋しCalka 紀元1036年は、A. D. 1114であるからである。Maspero氏は、これに基づいて、その即位をこの年以前と見做し、假りたこの前年を取つて1113としたものであらう。馮氏譯本は、このあるために、疑はしきものとして、これを省き(頁一一七)、Majumdar氏は、これを除いて、この1113 A. D. を確かなるものの如く採用してゐる(M. p. 92.)。

支那の史料にては、政和中(1111—1118)、占王は、『楊卜麻壘』であり、その六年(1116)には、既述の如く、明らかに同王が、君臨してゐたのである。されば1114(政和四年)頃も、また同王の治世であつたと考へられよう。然るに占城の史料にては、その頃の占王は、Yan Po Ku Ku Cŕi Harivarmamedeva である。而して當時、占城には、ただ一王があつたのみであるから、『楊卜麻壘』と Yan Po Ku Cŕi Harivarmamedeva とは、同一王であると違ひない。果

して然らば、「楊卜」は Yan Po または Yan Po Ku の對音であり、「麻疊」は madeva のそれであること、殆んど疑問の餘地がなからう。即ち「楊卜麻疊」は Yan Po Ku [Cr Harivar] madeva の中略されたものに外ならぬ。美山の碑銘 (Coedes et Parmentier, *op. cit.*, C. 83.) の梵文の部分に、次の王に當るべき Jaya Indravarman (III) の即位の年が 'Caka 紀元' として somaritu-kha-ikah 即ち 1061_C = 1139 A. D. とあるを以て Yan Po Ku Cr Harivarnadeva の在位は、少くとも 1114 A. D. から、支那史料に見える 1132 A. D. までの、更に七年後の、この 1139 A. D. まで続いたものと見るべきである。

以上は、支那の史料に見えたる「楊卜麻疊」と、占城の史料に見えたる Yan Po Ku Cr Harivarnadeva と、比定してみたのであるが、この場合には、占城の史料が遺存したるがため、これと對照することによつて、支那の史料に見えたる、不完全なる「楊卜麻疊」の原名を知ることができたのであるが、ここに問題の「尸嘿排摩疊」に就いては、さうした占城側の史料が全くないので、この不完全なる對音を、如何にして原名に復することができるであらうか。それを考へる必要がある。

先づその比較的容易なる部分より、復原してみる外ないであらう。然る時は、最後の「摩疊」は、楊卜麻疊の「麻疊」と同じく、madeva の對音なること疑ひない。既に「摩疊」が、「麻疊」と共に、madeva であることせば、「排摩疊」は、上記(1) b の俱尸利呵哩排麻疊の「排麻疊」に於ける如く、varnadeva の對音と見られるであらう。

次に「尸嘿」であるが、假りにそれが、「尸哩」の誤寫であつたとすれば、俱尸利の「尸利」と同じく、明らかにそれは

Crī の對音と考へられるであらう。然る時は、「尸嘿排摩憐」は、「尸嘿排摩憐」の譌であつて、Crī……varnadeva となり、それが、何・varnadeva であるか、王名の主要なる部分が、不明に了ることは免れない。されどその場合、殘存部分が既に右の様である限り、Maspero 氏の如く、これを以て Crī (Para) megyar [avar] ma [raja] dhi [raja] などと解することのできないのは言を俟たぬ。

かくの如く、「尸嘿排摩憐」が、Crī……varnadeva である以上に、何等の手懸がないとすれば、それが如何なる varnam であるかは、その前後の王名より、これを推測する外ないであらう。若し前王の繼續とせば、「Yan Po Ku Vijaya」Crī [Hari] varnadeva となるであらうし、若し後王のそれであるとせば、次に挙げむとする「Yan Po Ku」Crī [Vikrānta] varnadeva となるであらう。然れども Maspero 氏の如く、是非新しき一代を設けてみなければならぬといふほど、未だ長き年代でもなく、またその理由をも認めることはできぬ。然らば實際には、前後いづれの王と考へたらよいであらうか。

「尸嘿排摩憐」の王名が、初めて見える天禧二年(1018)に、その使節の羅皮帝加は、「國人詣廣洲。或風漂船至石塘。卽累歲不達矣。」と言つてゐる。石塘といふのは、西沙群島(Paracel Islands & Reefs)のことであつて、佛逝城の外港たる歸仁(Quinhon)から廣州に到る途中、この群島に漂流して、累歲、宋に朝貢ができなかつたといふのである。「卽累歲不達矣」とあるのを見ると、この王は、新しく即位した王といふよりも、以前から在位してゐた王であるといふやうな印象を受けるであらう。この點からいへば、「尸嘿排摩憐」卽ち Crī……varnadeva は、新しく立

つた後王 *Crī [Vikrānta] varmadeva* と考へるよりは、前王 *Crī [Harī] varmadeva* と察することの方が、可能性が多いやうに思はれる。

如上は、「尸嘿・排摩憐」を、「尸哩・排摩憐」の誤寫であらうと見做して、考察して來たのであるが、さればとてそれが誤寫に相違ないといふ、積極的な證據のある譯でない。それ故、「尸嘿排摩憐」をば、誤寫ではなくて、最初よりその通り書かれてゐたものとして、當然一應、吟味してみねばならぬ。

「排摩憐」が、*-varnadeva* の對音であることは、この場合にも、依然として動かし得ないことと思ふ。これを *Maspero* 氏の如く、*-var [avar] ma [raja] dhi [raja]* と解するのは、餘りに勝手な還元である。そこで問題は、「尸嘿」にある。

「尸嘿」の「尸」は、盈卜皮紫室訶哩拔馬、即ち *Yañ Pu Ku Vijaya Ciz Harivarna [deva]* に於ける、「室」二字で *Crī* を表はせる如く、「尸」だけでも、*C [r]* と解せられないことはない。然る場合、「嘿」は、如何に考へたらよいであらうか。

「嘿」には、現代の北京音にては、*mè* と *hei* との兩音がある。*Maspero* 氏は、*mè* を *mei* となし、この一字にて、*[Para] meç* を現はすものと解したのであるが、それは「排摩憐」を *-var [avar] ma [raja] dhi [raja]* と解したのと同様、餘りに勝手な還元ではあるまいか。その上、前述の如く、是非、新しき王として、一代を設けねばならぬといふほどのこともなく、またそれが、新しく即位した王とも考へられぬ限り、「嘿」を *mè* と讀むにしても、はた

また *nei* と發音するにせよ、その還元は、甚だ困難でなければならぬ。況んやそれが宋代には、必ずしもそのやうに發音されたと限られないに於いてをやである。

若し「嘿」が、*hei* の如く發音されたとすれば、如何であらうかといふに、「*h*」が、*ç* (*r*) の對音である如く、「嘿」が、*ha* (*r*) のそれと見做される可能性は、絶対にないとはいへぬ。宋代には、固よりそれと同一でなかつたとはいへ、全然これと、關係のない音であつたとは考へられぬ。果して然らば、「尸哩排摩慄」は、*ç* (*r*) *h* (*r*) *ivarmadeva* の對音と見做されることとならう。これ前王の、「*Yān Po Ku Vijaya*」*çri* *Harivarmadeva* に於ける佛逝即ち *Vijaya* 王の尊稱を略しただけのものに外ならぬ。

ここに於いて知る、支那の記録に見える、天禧二年 (1018) 並びに同三年 (1019) の占城王「尸哩排摩慄」は、それが「尸哩排摩慄」の誤であるにしても、はたまた誤でないにせよ、いつれにしても、これを *Yān Po Ku Vijaya çri Harivarmadeva* 即ち *Harivarman II.* と見做すことが、最も蓋然性に富むことを。かくてこの王の在位は、988 A. D. より、少くとも 1019 A. D. に至る、三十有二年以上に及んだものと思はれる。

かくて *Maspero* 氏が創唱し、*Majumdar* 氏がこれに據つてゐる、占城國佛逝初期王朝の四代、前掲 (1) より (4) まで、これを仔細に検討すれば、これら四代に區別しなければならぬ、何等の理由も認められず、結局 (1) の *Harivarman II.* の一代に歸するものとならざらう。

(5) *Vikrantavarman IV.*

陽補孤施離皮蘭德加拔麻疊と楊卜俱室離

この王に就いても、占城の史料に徴すべきものがないので、支那の文獻の恩恵に浴さねばならぬ。Maspero氏は『宋史』占城傳、天聖八年(1030)十月の條に、

「占城王陽補孤施離皮蘭德加拔麻疊。遣使李蒲隣麻取施。來貢木香。玳瑁。乳香。犀角。象牙。」

とあるの「基」を、この王名より 'Yan Pu Ku Cr Vi(K)ranra (var) man' の原名を導き出し(M₁-Vol. XII, p. 83, n. 4; M₂-P. 177, n. 4; M₃-P. 134, n. 2) 'Yan Pu Ku Cr' は 'qualificatif honorifique' であるから、これを除き 'Vikrantavarman' としては、以前に同名の三王があるが故に(M₁-Vol. XIV, p. 192; M₂-P. 338; M₃-P. 246) 'これを Vikrantavarman IV. としたのである。而して占婆諸王年代表中、この王の十年乃至退位年代の欄に、1030 A. D. を擧げしめるのである(M₁-Vol. XIV, p. 197; M₂-P. 343; M₃-P. 251)。果して然らば、妥當であると思し得るであらうか。

先づ王名より檢せむに、『宋會要稿』歷代朝貢の天聖八年十月十七日の條にも、

「占城國。楊補孤施離皮蘭德加拔麻疊。遣使李蒲隣麻取施。來貢木香。犀。玳瑁。乳香。象牙。」

と見え、『宋史』の「占城王」が、これには「占城國」とあり、「施」が、「施」であり、「犀角」が、單に「犀」とある以外王名に就いては、「陽補孤施離」を「楊補孤施離」に作れるのみで、別に變りはない。「占城國」とあるは、「占城國王」であり、「犀」は、象牙に對して、「犀角」であらうが、「施」を「施」とは、同じ對音である如く、「陽補孤施離」と「陽

補孤施離」も同様であらう。これが、Yan Pu (≡Po) Ku Cū の對音と認められることに就いては、毫も議論の餘地を留めぬ。されど兩者に共通な「皮蘭德加拔麻疊」を Vi(k) ranta [var] man の對音と見做すことは、一言する必要があらう。何故なら、「皮蘭德」は、Vi(k) ranta と認められるが、「加」は、これを如何に取扱ふべきかを明らかにせず、また [var] man として、[var] を補つてゐるも、「拔」は、その對音に相違なく「麻疊」は、到底 -man と考へられないからである。思ふに、「皮蘭德加」は、これを「皮加蘭德」の誤寫と見做すか、でなければ、「加」を以て衍字と見做さねばならぬであらう。「拔麻疊」は「排(拔)磨疊」の如く、-varnadeva の對音なること、疑ふべくもない。されば「陽(≡楊)補孤施離皮(加)蘭德拔麻疊」は、實に Yan Pu Ku Cū Vikrāntavarṇadeva の對音に外ならないのである。

次にその在位年代を考察せむに、天聖八年(1030)十月は、占王の使者が、宋朝に來貢したる年月であつて、これを以て同王の亡年乃至退位年代と認むべき何等の證據はない。故に馮承鈞氏の譯本には、これを訂正して、「一〇四一」としてゐるが(頁一六)、これは、原文に“H mount vers 1041”とあるのを(M, Vol. XII, p. 84) “vers”に顧慮することなく、「歿於一〇四一年」と譯してゐるによつたのである(頁六一)。次の王なる Jaya Siṅharman II. が、宋へ遣使來貢したのは、慶曆二年(1042)十一月のことと見えるので、その即位はこれより以前に相違なく、而して新王即位後、間もなく最初に朝貢したのをこの年と解せば、その即位は、1042 A. D. の初が、1041 A. D. 頃と考へられるであらう。さうして Maspero 氏は、その前王なる Vikrāntavarman IV. の歿年を、1041年頃と、本文にて

推定したものに違ひない。然るに最後の表に M. M. 及び M. とも、その亡年乃至退位年代を 1030 A. D. とせるは固より誤でなければならぬ。馮氏の譯本が、これを正してゐるのは、當然のこととはいへ、結構であるが、忠實に譯すとすれば、「一〇四一」ではなく、「一〇四一頃」とすべきである。Majumdar 氏も、馮氏とは關係なく、しかもこれと同様に、「1041 A. D.」としてゐるが (M. Pp. 75, 76.)、これまた「c. 1041 A. D.」とすることの、精確なるには若かぬ。

Vikrantavarman IV. の在位の終に就いては、かくの如く、1041年頃といへるけれど、その始に關しては、これを決定することは困難である。蓋しその即位の年は勿論、前王の亡年乃至退位の年も不明であるからである。『宋史』占城傳には、「陽補孤施離皮蘭德加拔麻盤」の王名を、天聖八年(1030)十月の條に始めて出してゐるが、『宋會要』占城の傳には、同年同月の條には王名を擧げず、その前年の天聖七年(1029)五月の條に、

「國王楊_ト俱_ト室_ト離_ト。遣_ト叱_ト達_ト巴_ト李_ト菴_ト薩_ト等_ト。奉_ト表_ト進_ト生_ト鳳_ト一隻。犀_ト三十_ト株。象牙_ト七十_ト株。玳瑁_ト二百_ト四_ト十五_ト片。乳香_ト二千_ト斤。木香_ト七百_ト八十_ト斤。其表以_ト鳳_ト表_ト王者_ト之_ト瑞_ト。冀_ト應_ト聖_ト人之_ト運_ト也。」

とて、「楊_ト俱_ト室_ト離_ト」の王名を擧げてゐる。そこで、その直ぐ次の翌八年十月の條に、

「遣_ト進_ト奉_ト使_ト李_ト菴_ト薩_ト麻_ト耽_ト陀_ト瑟_ト。表_ト獻_ト禮_ト物_ト。入_ト見_ト於_ト崇_ト政_ト殿_ト。所_ト獻_ト木_ト香_ト七_ト百_ト斤。犀_ト角_ト四十_ト餘_ト株。玳瑁_ト四_ト百_ト餘_ト斤。乳香_ト二_ト千_ト斤。象牙_ト八_ト十_ト株。」

と見えるのは、「楊_ト俱_ト室_ト離_ト」の遣使に相違ない。然るに同書歷代朝貢の天聖八年十月十七日の條には、前に掲げてゐる

る如く、使者の李善薩麻瓊瓏、李蒲薩麻瓊瓏に作られてゐるが、固より同人に相違なく、貢獻物の數量が示されてゐても、貢獻物そのものは同様であつて、その時の王名は、「陽補孤施離皮蘭德加拔麻疊」となつてゐる。それ故に「楊卜俱室離ほ、「陽補孤施離」であつて、「皮蘭德加拔麻疊」を省略したものに外ならないことが知られる。即ち「楊卜俱室離」は、「陽補孤施離」と同様、(Yan Pu Ku Chi Vikrāntavarmadeva)の最初の尊稱の部分だけを録したものと解することが出来る。ここに於いて Vikrāntavarmān IV. の在位年代を、從來の 1030 A. D. よりも、更に一年だけ、1029 A. D. まで、前進させることが可能である。

それより溯つて、支那の史料で見出される占城の王名は、何時の誰かといふに、それは前に挙げた、天禧二年(1018)及び同三年(1019)に、宋にて知られてゐる「尸隄排摩憐」である。これが Harivarman II. と考へられることは、既に述べた通りである。この王の最後の年代として知られてゐる 1019 A. D. より、「楊補孤施離皮蘭德加拔麻疊」即ち Vikrāntavarmān IV. の最初の年代として知られる 1029 A. D. までの間に於いて、支那の史料には勿論、その他の史料にも、未だ占城の王名は見出されぬので、この期間は、これら二王のいづれかの治世であつたと見做す外はない。然らば兩者の界は、何時頃に置くべきであらうか。

Harivarman II. の治世は、988 A. D. から、1019 A. D. までである。既に三十二年に及んでゐて、占城の王としては、在位の長い方である。Vikrāntavarmān IV. の治世は、1041 A. D. 頃に終つてゐるから、1029 A. D. よりいへば、十三年ばかりになる。これだけでは、後者は、前者の三分の一よりは長いが、その二分の一よりも短か

い。若し 1019-1029 A. D. の十年間餘を、前者に加へるとすると、それは四十二年となつて、後者の十三年に比し、餘りに長きに過ぎるであらう。若しこれを後者に併せると、それは二十三年となつて、前者の三十二年に對し、なほ九年ばかりも短かいであらう。それ故、固より何年を以て界とすることはできないにしても、他にこれを決定すべき素材のなき限り、Harivarman II. の在位は、1019 A. D. の後、間もなく終り、さうして Vikrantavarman IV. が立つたと考へることが、最も蓋然性あるもののやうに思はれる。されば姑らく概數を取つて、兩王の治世の界年を、大體 1020 A. D. 頃として置かうと思ふ。然る時は、(i) Harivarman II. の在位は、889—c. 1020 A. D. となり、(ii) Vikrantavarman IV. の在位は、c. 1020—c. 1041 A. D. とならば可い。

(6) Jaya Sinhavarman II.

a. 刑ト施離値星設弗

この王に關しても、また占城の碑銘がないので、勢ひ他國の史料によらなければならぬ。

支那の文獻にては、『宋史』占城傳、慶曆二年(1042)十一月の條に、

「國主刑ト施離値星設弗。遣使獻馴象三。」

と見える。Maspero 氏は、この國主の名を還元して、Yan Pu Cři Ja [ya] Sinhavarman とした (M₁—Vol. XII, p. 84, n. 1; M₂—P. 178, n. 1; M₃—P. 134, n. 5)。これを三世としてゐるのは、それ以前に Jaya Sinhavarman (Ist) があつたからである (M₁—Vol. XIV, p. 194; M₂—P. 340; M₃—P. 248)。

刑ト施離値星霞弗の中、「ト施離」が、Pu Cŕi または Pu Ku Cŕi であるは、「一見明らかであるので」「刑」は、Yan に相等しなればならぬと思はれる。然るに「刑」の北京音は、Hiŋ であり、その廣東音は、Jin である。従つて Yan とは、相當の間隔がある。けれども占語 Yan は、Shien 人の間では、Jan となり、Java 人の間では、Yan または Hyan となる (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 395)。かゝつて Yan が、Jan に轉じて、Hyan に訛して得るばかりでなく、占語にては、既に述べた如く、*ŋ* が *ɲ* に轉ずることが珍らしくもないので、Yan が、Jin または Hiŋ となり得ることゝ、絶無とはいへぬ。され故、「刑ト施離」は、占王の qualificatif honorifique なる Yan Pu Ku Cŕi の對音と考へて差支ない。

次に「値」の北京音は、Tsi であり、その廣東音は、Tsi であるが、我が字音は、Ci である。然るに梵語 Jaya が占語に入ると、Jai となり、Khmer 語となつては、Cei となる (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 150)。され故、「値」をば、この場合、占王名に屢々見出される、梵語 Jaya に還元することは、決して不可能なことではない。而して「星霞」が、Siŋha の對音であることは、改めて論ずるまでもなからう。「弗」に至つては、占王名に普通なる、拔〔麻〕の如く、var [madeva] の下略と考へてよい。即ち「値星霞弗」は、Jaya Siŋhavar [madeva] の對音であらうと思はれる。

『宋會要』占城國、慶雲二年十一月の條は、『宋史』に見えるものと同じく、『宋會要』歷代朝貢、同年十一月十七日の條には、「刑」を「邪」に依る以外、別に新しい知見を興へてゐない。

b. 仁斗と乍斗及び乍兜

安南關係の文籍にては、『越史略』(卷二)明道三年(1032)二月の條に、安南の李太宗の占城親征の記事を掲げ、

「遂(占人)先潰。王(李太宗)追斬三首。郭嘉懿。斬其王仁斗以獻。」

と見え、『大越史記全書』(本紀卷二)同年正月の條に、

「占人自潰。追斬三萬級。郭加驛。斬其主乍斗百十陣。獻之。」

と見えてゐる。前者、七月の條には、

「大軍入佛誓城。俘其宮女妻妾。」

とあるのみであるが、後者、同月の條には、

「帝(李太宗)。引軍入佛誓城。俘乍斗妻妾及宮女之善歌舞西天曲調者。」

と述べてゐる。

『越史略』の「三首」が、『大越史記全書』にては、「三萬級」となつてをり、前者の「郭嘉懿」が、後者にては「郭加驛」に作られると共に、占王の名も、前者にては「仁斗」とあり、後者にては「乍斗」と見える相違がある。「三首」と「三萬級」とは、その差は大であるが、孰れを眞となすべきか、或ひは孰れとも眞ならざして、實數は他に存するか、遽かに決し難いけれど、「三萬級」といふは、多きに過ぎるものやうであり、「三首」といふは、少きに過ぎる嫌がないではない。恐らく實數は、兩者の間に落ちるのではなからうか。「郭嘉懿」と「郭加驛」とは、その名を異にすれど、同音なる

に注意すべきである。ただ王名の「仁斗」と「乍斗」とに至つては、孰れを以て正しいとすべきか、一考を要する。

「仁斗」は、僅かに一ヶ所に見えるだけなるに反し、「乍斗」が、二ヶ所に出てゐるより推せば、誤寫の可能性は、前者に於いて、比較的大なるを覺える。果して然りとせば、「仁」は、「乍」の譌と解しなければならぬ。然る時は、この「乍斗」は、『大越史記全書』(本紀卷二) 李太宗、通瑞六年(1039)四月の條に、

「占城王于地婆刺 樂舜。乍兜。羅纒。阿羅刺五人來附。」

と見える、これら五人の名の切り方が正しいとせば、その中の「乍兜」と、同名異字でなからうかと思はれる。

「乍兜」、「乍斗」の安南音は、共に Sa dau である。Maspero 氏は、これを以て、

“une transcription phonétique annamite de Sihha [varman].”

と考へた(M. I—Vol. XII, p. 84, n. 1; M. II—P. 178, n. 1; M. III—P. 134, n. 5)。「乍兜」の名は、1039年には、占城王子として見え、「乍斗」のそれは、1044年に、占城王として出て來ると共に、この年を以て殺されてゐるので、「乍兜」と「乍斗」とが同人である限り、Sa dau の占城王であつたのは、1039年以後、1044年までである。然るに支那の文獻に徵する時は、この間に落ちる1042年に、占城王荆卜施離值星霞弗が、宋に遣使來貢してゐる。當時、占城に二王が並立してゐない以上、Sa dau を以て、荆卜施離值星霞弗、即ち Yai Pu Ku Cři Jaya Sihhavarṇadeva と同一であると見做すことは、殆んど疑問の餘地はない。されど Sa dau を Sihha [varman] の安南に於ける對音であると見做す Maspero 氏の説に對しては、疑ひなきを得ない。蓋し Sa (乍) を Sin の對音とし、dau (斗) を ha のそ

れと認めることはできないからである。然らば Sa dau に對しては、如何なる解釋が試みらるべきであらうか。

彙に挙げた五名の王子の名の中、「地婆刺」と「阿撻刺」とは、如何なる占名の對音であるか、その還元は困難であるが、「樂舞」の安南音は、Lacthuan であるので、これは、占王年代記に見える、Lathuon のやうな、占名の對音と考へられ、また「羅繼」の安南音は、Lake であつて、それが占語の Lakri に當ることは、容易に氣付き得るであらう。Lathuon が、如何なる意味の固有名であるかは、不明であるにしても Lakri が、「子」の義を持つてゐることは既に述べたところである。固有名として、「子」の語が用ゐられてゐる例は、占王年代記の中に見える、Anôk の如きがある。これは、占語にては、Lake と同じく、「子」の義を持つてゐる語である。そこで「乍兜」や「乍斗」も、或ひは「占語で解釋することが、不可能でないかとも思はれる。

安南の文籍に見える占王の名の多くは、既述の如く、概ね占人の呼ぶ王の尊稱の安南音譯に外ならないといつてよい、即ち、

制矩—第矩	Čai ku	(Prince fortuné)
制玉—制鸞	Čai si	(Prince aîné)
制陀阿婆拏	Čai tabhā noñ	(Ce prince cadet)
制能	Čai non	(Ce prince)
雅尼	Yan ni	(Ce roi)

布池 Pu çiy (Maître des princes)

などの如き、これである。ここに於いて Sa dau 即ち「乍斗」または「乍兜」も、それらが、王または王子の場合に用ゐられてゐるのを見ると、或ひは王または王子の尊稱ではなからうかと想像される。然る時は、Sa 即ち「乍」は、Çah 或ひは Sak の對音なるべく、dau 即ち「斗」または「兜」は、tau のそれでなからうかとも思はれる。蓋し Çah は、もと Iran 語の çah より出づ、Iran (波斯) または Arab (大食) 商人、若しくは回教と共に、少くとも宋の時代、占城に入つて来たものと思つて、Çei, çiy などとも略々同じく、dieu, prince, haut personnage, grand dignitaire などの意をあらわした (Aymonier et Cabaton, op. cit., p. 264.)。而して占語にては、外來語が及び、共に S となり得ることは、次の實例によつて、これを察知するに難くない。

<i>Persan,</i>	Šakkar	= Cam,	Sakor	(Sucre blanc)
<i>Arabe,</i>	Šams	= "	Samsu	(Le Soleil; la XCI ^e sourate du Coran)
<i>Sanskrit,</i>	Çaikā	= "	Šaikā	(Pensée, opinion, etc.)
"	Çanaicçara	= "	Sainočar, Sainičar, Sancar	(Samedi)
"	Çatamuli	= "	Satamul	(Fleur d'arec)
"	Çabda	= "	Sapdā, Sap	(Voix, son, etc.)

“ Cava = “ Sap (Corps, cadavre, etc.)

若し「乍」が、Cah の對音でないとは、恐らく Salk のそれであらう。これは、梵語 Cakka から出た dignities, grades, honneurs, rangs 等の意をもつてゐる (p. 469)。「語尾の -k は、馬來語に於けるが如く、極めて輕いので、これを Sa 即ち「乍」で寫すことは、想像のできないことでない。

また占語 tau は、pa- または pu- の接頭語と共に、Patau, Putau などとして用ゐられ、roi, prince を意味する語である (pp. 197, 260, 288, 301)。かうした解釋が許されると、「乍斗」または「乍兜」は、Cah tau 或ひは Salk tau であつて、王または王子の尊稱に他ならざるが如く思はれる。

かくて「乍斗」は、もと占語にて、王子または王を現はす語の、安南に於ける對音と思はれるが、安南には、これを王の意味にて、哀牢即ち Laos の王に對しても、さながらそれが、王の固有名であるが如く、用ゐられてゐる。『大越史記全書』(本紀續編卷一) 黎記、莊宗、元和元年 (1533) 正月の條に、

「帝即位于哀牢。建元元和。尊大將軍阮淦爲父太師興國公。掌内外事。以中人丁公爲少尉雄國公。其餘一一封賞。俾之同心匡輔。又與哀牢主乍斗相續。資其兵糧。以圖進取。」

とあるものの如き、これである。

以上は、「乍斗」または「乍兜」が、王、若しくは王子に對する尊稱として、用ゐられたものと解してみたのであるが、假りにさうした普通名でなく、本來の固有名であると見做しても、毫も差支へないと考へられる。即ち最初、王子の

時「乍兜」として、安南の方に知られてゐたので、それが王位に即いて、既に「刑卜施離值星霞弗」(Yan Pu Ku Cñi Jaya Sindhavarman)と稱するに至つても、安南の方では、依然として「乍斗」と呼んでゐたと解せられるからである。若しそれ袁牢王の「乍斗」に至つては、その場合、別別の固有名の對音として、單に同じ文字が、用ゐられてゐるに過ぎぬと見做されぬであらうか。

Maspero 氏が、

“Bien que rien ne dise explicitement que Sa-dau fût fils de Vikrāntavarman, les dates autorisent à l'admettre sans grande chance d'erreur.”

と云ふ如く(M₁—Vol. XII, p. 83, n. 5; M₂—P. 177, n. 5; M₃—P. 134, n. 4)王子乍兜を、陽補孤施離皮加蘭德拔麻疊(Yan Pu Ku Cñi Vikrāntavarmanadeva)の王子と解して、年代の上では、毫も不可なる所以を認めない。かくて1039 A. D.に、乍兜等の安南に來附したのは、陽補孤施離皮加蘭德拔麻疊の治世中であつたのである。

然るに支那の史籍にては、その後三年にして、慶曆二年(1042)十一月に、占城王刑卜施離值星霞弗(Yan Pu Ku Cñi Jaya Sindhavarmanadeva)が、遣使來貢してゐるを以て、既にこの年には、新王の即位してゐることが知られる。

しかもその王は、安南の文籍によれば、占城王乍斗に相當する故、乍斗が乍兜と同人である限り、曩に安南に來附したる乍兜は、間もなく歸國して、父王の位を襲ひたるに相違なく、而して李太宗の明道三年(1044)には、乍斗は攻められて死んでゐる故、この王の在位年代は、少くとも1042—1044でなければならぬ。Maspero 氏が、占婆諸王年代

表に、その即位の年を、亡年と同じく、1044としてゐるけれど(M₁—Vol. XIV, p. 197; M₂—P. 343; M₃—P. 251.) その誤りであると言ふまでもない。馮氏の譯本には、これを「一〇四二」と訂正してゐるのは、この年、Vikrānta-varman IV. が歿して、Jaya Sihavarman II. が立つたと考へたからで、従つて即位の年を、慶曆二年の遣使來貢の前年に置いたものである。Majundar 氏も、これと同様の見解を取つてゐる(M₁—P. 76.)。刑卜施離值星設弗の來朝は、『宋會要』歴代朝貢、同年の條によると、十一月十七日であるから、その年即位して、初めて使を遣はしたとしても、時日の餘裕が全くない譯でなく、『宋會要』及び『宋史』によれば、明らかに新王の見えてゐるのは、1042 A. D. であるから、(i)及び(ii)に次で、(iii)の Jaya Sihavarman II. の確實なる在位年代としては、前記の如く、少くとも1042—1044 A. D. と見做して可いである。

III. 結 論

以上の究明により、直接に得た重要な結果は、左の如きものである。

一、占城國佛逝初期王朝の世數に關して、從來、學界には、Maspero 氏の研究に従ひ、六代の王位繼承を認めたるたのであるが、私の再検討によれば、僅かに三代に半減された。

二、その王名及び在位年代に就いては、從來、未だ甚だ不整備なものが多かつたのを、今や能ふ限り整備し得た。右の成果を一目瞭然たらしめるため、左にこれを表示しようと思ふ。

1^{re} dynastie de Vijaya du royaume de Čampa.

G. Maspero. (<i>Le royaume de Čhampa</i> . Paris et Bruxelles, 1928, pp. 248-251.)		R. C. Majumdar. (<i>Ancient Indian Colonies</i> . Vol. I. Čhampa. Lahore, 1927, p. 76.)		N. Sugimoto.		
Nom čam dans sa forme sanskrite.	Dates (ère chrétienne)		Nom čam dans sa forme čam-ene)	Dates (ère chrétienne)	Nom čam dans sa forme čam-sanskrite.	Dates (ère chrétienne)
	d'avènement	de décès ou d'abdication.				
(1) Harivarman II	997	997	(1) Vijaya Śrī Harivarman II	989-c.998	Yan Pu Ku Vijaya Črī Harivarmadeva	988-c.1020
(2) Yan Pu Ku Vijaya (Črī)	999-1007	999-1007	(2) Yan Pu Ku Vijaya Śrī	c.998-c.1008		
(3) Harivarman III	1010	1010	(3) Śrī Harivar-madeva III	c.1008-c.1016	Yan Pu Ku Vijaya Črī Harivarman II	c.1020-c.1041
(4) Paramēśvaravarman II	1018	1018	(4) Paramēśvara-varman II	c.1016-c.1028		
(5) Vibhāntavarman IV	1030	1030	(5) Vikrāntavar-man IV	c.1028-1041		
(6) Jaya Sīhavarman II	1044	1044	(6) Jayasīhavar-man II	1041-1044	Yan Pu Ku Črī Vibhāntavarman IV { Yan Pu Ku Črī (ii) Vibhāntavarman IV (iii) Jaya Sīhavarman II (iv) Jayasīhavarman II	1042-1044

本論稿に於いて、直接目ざした重要な結果は、以上挙げたものに外ならないが、その論證の過程に於いて、當否は兎も角、多かれ少かれ、新見解を加へたものも、ないではない。

かくの如き、本論稿の目標とした、直接の結果は勿論、間接のそれにせよ、これらの所説にして、若しも大なる失當に直面してゐないとせば、既に以上の如きものを含んでゐる限り、佛國東洋史學界の一金字塔たる G. Maspero 氏の占婆史も、更にその全體に互つて、再檢討が要請されねばならぬではなからうか。而してその場合、進んでこの責に任すべきは、今や我が國の東洋史學界ではないであらうか。

曩に京都帝國大學文學部にて、『紀元二千六百年記念史學論文集』の刊行されるや、諸家の驥尾に附して、「平群廣成等の謁見したる崑崙王」の標題下に、試みたところの「林邑 Gangarūpa 王統の研究」などと共に、本研究が、洵にささやかながら、さうした企圖の一端として、「死馬の骨」たる意義をもち得るなら、それは實に望外の幸といはねばならぬ。(昭和一七、一、三)